

一般社団法人日本スピリチュアルケア学会懲戒規程（案）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、一般社団法人日本スピリチュアルケア学会定款（以下、「定款」という。）第12条に基づき、一般社団法人日本スピリチュアルケア学会（以下、「本法人」という。）の会員の懲戒処分を公正に行うため、懲戒の審査及び手続等について必要な事項を定める。

第2章 調査手続

（調査委員会の設置）

第2条 理事長は、会員が定款第12条第1項に定めるいずれかの懲戒事由に該当するか若しくは該当するおそれがあるとの報告を受領したときで、当該報告に基づいて、いずれかの懲戒事由に該当するおそれがあると認めた場合には、調査委員会を設置し、当該報告の事実関係の調査を行う。

2 前項にかかわらず、次に掲げる場合には、調査委員会の設置を要しない。但し、懲戒審査委員会は、必要に応じて第1項に定める調査を行うことができる。

- (1) 懲戒事由にかかる事実の内容が極めて明白である場合。
- (2) 一般社団法人日本スピリチュアルケア学会公益通報に関する規程により、公益通報委員会から理事長に報告がなされた場合。

（調査委員会の構成）

第3条 調査委員会の構成は、委員長及び委員若干名とし、調査の対象となる事案に応じて、理事長が任命する。

2 理事長は、調査の対象となる事案により必要と認められるときは、外部有識者を委員に加えることができる。

3 報告の対象となった会員と利害関係を有する者、その他の関係者は、調査委員会の委員長及び委員に任命することはできない。

（調査委員会の責務）

第4条 調査委員会は、報告の対象となった会員及び調査の対象となる事案にかかる関係者等から、速やかに事情聴取等の調査を行い、調査結果を理事長に報告しなければならない

い。

(懲戒審査終了までの措置)

第5条 理事長は、調査委員会の報告に基づき、懲戒審査が終了するまでの間、告の対象となった会員に対して、本法人の会員としての活動を命じる等、秩序の回復に必要な措置を講じることができる。

第3章 懲戒審査手続

(懲戒審査委員会の設置)

第6条 理事長は、調査委員会からの調査結果又は公益通報委員会の報告に基づき、定款第12条第1項のいずれかに定める懲戒事由に該当するか否かを審査する必要があると認めた場合、懲戒審査委員会を設置し、報告の対象となった会員（以下、「被審査人」という。）に対する懲戒の審査を諮問する。

2 理事長は、前項に定める懲戒審査の必要の可否を決定するにあたり、懲戒事由に応じ弁護士、公認会計士等、外部の専門家の意見を聞くことができる。

(懲戒審査委員会の構成等)

第7条 懲戒審査委員会は、次の委員で構成し、理事長が任命する。但し、次の各号に定める委員が被審査人又は被審査人と利害関係を有する者、その他懲戒事案にかかる関係者である場合は、理事長は別の者を任命しなければならない。

(1) 理事長が指名する理事（委員長）

(2) 理事長が指名する会員 若干名

(3) 理事長が委嘱する本法人の会員ではない有識者 1名

2 懲戒審査委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。

3 委員の任期は、理事長に対して、諮問された懲戒事案にかかる審査結果を答申したことをもって終了し、これをもって懲戒審査委員会は解散する。

(懲戒審査委員会の責務)

第8条 懲戒審査委員会は、理事長が諮問した懲戒事案について、理事長が指定する期日までに審査を行い、審査結果を理事長に答申しなければならない。

2 懲戒審査委員会は、被審査人の審査にあたり、調査委員会の報告に加え、独自の調査を行うことができる。

3 懲戒審査委員会は、被審査人から顛末書の提出を求めるとともに、被審査人に対し、懲

戒審査委員会への出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。

- 4 被審査人が、正当な理由無く指定された期日までに顛末書を提出せず、又は指定された日時に出席しなかったときは、弁明の機会を放棄したものとみなす。
- 5 懲戒審査委員会は、必要に応じ、参考人に委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。
- 6 懲戒審査委員会は、必要に応じて弁護士、公認会計士等、外部の専門家の意見を聞くことができる。

(懲戒の決定)

第9条 理事長は、懲戒審査委員会から懲戒事案にかかる審査結果が答申されたとき、理事会に付議し、被審査人への懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合の内容（処分内容、処分発令日、処分期間）を決定し、文書をもって被審査人に通知する。

- 2 前項において、懲戒処分が定款12条第2項第3号に規定する除名となる場合は、定款第16条の規定に基づいて、代議員総会における決議によるものとする。この場合において、除名の対象となる被審査人に対し、当該代議員総会の開催一週間前までに、その旨を通知するとともに、当該代議員総会における議決の前に被審査人に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 理事長は、理事会又は代議員総会に懲戒審査を付議するにあたり、必要に応じて弁護士、公認会計士等、外部の専門家の意見を求めることができる。この場合において、理事長は、専門家から意見があるときには、これを理事会又は代議員総会に報告しなければならない。
- 4 理事長は、次に掲げる場合には、懲戒審査委員会からの答申を理事会に付議の上、不承認とすることができる。
 - (1) 調査委員会、公益通報委員会又は懲戒審査委員会による調査内容に不備がある場合
 - (2) 懲戒審査委員会による審査手続に瑕疵がある場合
 - (3) 懲戒審査委員会による事実認定に誤りがある場合
- 5 前項により、答申が不承認とされた場合、理事長は、懲戒審査委員会に対して審査のやり直しを求めることができる。又は、新たに懲戒審査委員会を設置し、懲戒の審査を諮問することができる。

(不服申立)

第10条 懲戒処分を通知された被審査人は、前条第1項及び第2項により決定した懲戒処分について同意できないときは、不服申立を行なうことができる。

- 2 前項の不服申立を行なうときは、被審査人は、通知を受けた日から2週間以内に、理事長に対し不服申立書を提出しなければならない。

(不服申立による再審査)

第11条 前条に定める不服申立があったとき、理事長は、新たに懲戒審査委員会を設置し、懲戒の審査を諮問する。

2 前項に定める再審査の懲戒審査委員会の構成・責務等については、第7条及び第8条の規定を準用する。また、懲戒審査の決定については、第9条の規定を準用する。

3 不服申立による再審査によって決定した懲戒について、被審査人は、再度の不服申立を行うことはできない。

第4章 雑則

(懲戒処分の公示及び公表)

第12条 本法人は、本法人の会員を懲戒処分とした場合は、本法人が発行するニュースレターにより公表する。

2 前項にかかわらず、次の各号の場合は、本法人のホームページにより公表する。

(1) 除名した場合

(2) 非違行為のうち、刑事事件に係る事案に対して、懲戒処分を行った場合

(3) 特に社会的関心が高い事案または社会に及ぼす影響の著しい事案である場合

3 前項にかかわらず、被害者が事件を公表しないよう求めるとき、又は公表により被害者が特定される可能性が大きいときなど、被害者の人権に十分配慮する必要がある場合は公表しない。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

1. 本規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。